

【拡充】公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税）

＜現行の制度＞

○廃棄物処理法に規定される廃棄物処理施設が適用対象

固定資産税の課税標準価格

- ・一般廃棄物処理施設（熱回収、再生利用等に係る設備） $\frac{1}{2}$
- ・産業廃棄物処理施設（PCB廃棄物処理施設に係る設備） $\frac{1}{3}$
- ・一般廃棄物最終処分場 $\frac{2}{3}$



＜今回の拡充＞

○再資源化事業等高度化法（新法）の認定を受けて設置される廃棄物処理施設

$\frac{1}{2}$

措置内容

既存の本税制措置の適用対象を拡充し、再資源化事業等高度化法（新法）の認定に基づき設置する廃棄物処理施設を追加。当該施設における設備の固定資産税の課税標準価格を $\frac{1}{2}$ とする。

【措置のイメージ】

対象資産に係る固定資産税の算出に用いられる課税標準価格が $\frac{1}{2}$ となることで、毎年度納税による負担を軽減。地域資源の循環が加速化。



$$\times \quad \text{税率} \quad = \quad \text{納入税額}$$